

む」とまうす。衆の僧輩を敲りて損はれたる仏を安置き、哭きて寺に殯りたてまつる。彼の盗人刑罰せられずして捨てらる。路ゆく人繋ぎて官に送り、圜圜に閉囚ふ。定めて知る、聖其の悪を糺めむとして是の瑞を示す、至誠懼るべし、聖の靈無きにあらざることを。涅槃經十二卷の文に仏の説きたまふが如し「我が心に大乘を重ぶ。婆羅門の方等を誹謗るを聞きて其の命根を斷つ。是の因縁を以ちて是れより以来地獄に墮ちず」と。また彼の經の三十三卷に云はく「一闍提の輩は、永く斷滅つが故に、是の義を以ちての故に、蟻子を殺害すすらかなほ殺の罪を得れども一闍提を殺すは殺す罪有ること無し」とのたまふは、其れ斯れを謂ふなり此の人は仏と法と僧とを誹謗り、衆生の為に法を説かず、思義無きが故に、殺すとも罪無きなり。

彌勒菩薩の銅の像盗人に捕られて靈しき表を示し盜人を顕す縁 第二十三

聖武天皇の御世に、勅信夜を巡りて京の中を行る。其の半夜の時に、其の諸樂京の葛木尼寺の前の南の墓原にして哭き叫ぶ音有りて言はく「痛きかな。

痛きかな」といふ。勅信聞き、馳せ陳ねて見れば、盗人彌勒菩薩の銅の像を捕り、石を以ちて破く。打ち捉へて問へば、答へて白曰さく「葛木尼寺の銅の像なり」とまうす。此の像を寺に置き、然うして彼の盗人を官に送り、圜圜に閉囚ふ。夫れ理法身の仏は、血肉の身にあらず。何にぞ痛む所所有らむ。ただ常住不變を示す所以なり。是れまた奇異しき事なり。

閻羅王の使の鬼召さるる人の路を得て免す縁 第二十四

檜磐嶋は、諾楽の左京の六条五坊の人なり。大安寺の西里に居住む。聖武天皇の世に、其の大安寺の修多羅分の錢三十貫を借りて、越前の都魯鹿津に往きて交易ひ、之れを以ちて運び超えむとして船に載せ、家に來らむとする時に、忽然に病を得たり。船を留めて単独家に來らむと思ひて、馬を借り乘りて來る。近江の高嶋郡の磯鹿辛前に至りて睨れば、三人追ひ來る。後るる程一町ばかりなり。山代の宇治崎に至る時に、近く追ひ附き、共に副ひ往く。磐嶋問ひていはく「何に往く人ぞ」といふ。答へて言曰はく「閻羅王の闕の檜磐嶋を召しに

一 群列を模してゐるのである。下文には「贖」とみえる。二 養老賊盜律では徒二年の刑。三 獄。四 官所収、閉之圜。五 大般涅槃經・壽命品。六 大般涅槃經・迦葉菩薩品。七 成仏しない者。わずかの善根も無い者。八 善を。九 子」は接尾辞。一〇 一闍提。

第二十三縁 あやしき表(し)の説話。今昔物語集十七ノ三十五に書承。

二 本書では声をあげる仏像は彌勒菩薩にかかわるものが多い。中巻二十六縁、下巻十七縁、二十八縁など。

三 中衛府、左右兵衛府、の役人か。↓中巻二十一縁。三ノ上巻三縁。

四 原文「其諾樂京、葛木尼寺前南墓原。」其は「於」の意か。

五 聖德太子の創建(法隆寺伽藍縁起并流記資財帳)。妙安寺ともいう(太子伝古今日録抄所引七代記)。創建された地を奈良県香芝市尼寺(の)の尼寺庵跡とする説がある。平城遷都とともに平城京に移された。所在不明。奈良市南京終町の小字カツキあたりを擬する説がある(奈良県の地名)。一ノ末詳。

六 仏身の抽象的なありかた。法身(の)のどのような仏身説にもとづいてこの語が用いられているかは不明。

七 仏非(血肉身)「金光明最勝王經・如來壽命品」。三ノ「常住不變」(大般涅槃經・如來性品)。

第二十四縁 三宝絵・法十四に引用。三宝絵より今昔物語集・二十ノ十九に書承。

三 末詳。本説話以外に所伝をみない。

三 大安寺は六条四坊に所在。六条五坊は大安寺の東にあたり、下文の「大安寺之西里」に合致しない。三 奈良市大安寺町あたり。中巻二十八縁にも同地が見える。

四 縁論を転説、講説するための衆として「修多羅衆」が諸寺に置かれていた。修多羅衆の費用として、大安寺では天平九年(号)には錢一千六百六十八貫六十一文が計上されている(大安寺伽藍縁起并流記資財帳)。この費用が出奉(の)として貸し出され、寺が利を得ていた。

五 福井県敦賀(の)市。「敦賀」という地名表記は、「駿河・スルガ」平群・ヘケリなどの例より推せばツルガという音を表記したものとも考えられるが、「角鹿(書紀・垂仁天皇二年条他)と同じくツヌガ」という音を表記したものである可能性がある。明確にツルガとされるのは家伝・武智麻呂伝「鶴鹿」が初出例。本説話の例はそれに次ぐ。

六 敦賀津より塩津(滋賀県伊香郡西浅井町)へは陸上輸送、塩津より大津(滋賀県大津市)へ琵琶湖を水上輸送、瀬田川、宇治川、巨椋池、木津川、と水上輸送する。

七 一ノ末詳。

八 滋賀県大津市。「高嶋郡」は「滋賀郡」の誤り。敦賀より海岸(の)「滋賀県高島郡マキノ町」を経由する琵琶湖西岸の道、すなわち古北陸道を進んでいる。三ノ「町」は長さの単位。唐大尺の六尺を一步とし、六十歩を一町として計算すれば、一〇六(八)歩。

九 一ノ上巻十二縁。「塔」は「高」に同じ。「高」は石橋の意に用いられることがある。古北陸道を進んでいる。平安京までの所要日数が延喜式・土計上に見える。「若狭國行程」上二日、下二日、「越前國行程」上七日、下四日「海路六日」。

往く使なり」といふ。磐嶋聞きて問ひていはく「召さるる者は我れなり。何故ぞ召す」といふ。使の鬼答へて言はく「我れ等先に汝が家に往きて問へば、答へて曰はく「商に往きていまだ来らず」といふ。故に津に至りて求め当に相ひて捉へむとすれば、四王の使有りて誂へて言はく「免すべし。寺の交易の錢を受けて商ひ奉るが故に」といふ。故に暫免すのみ。汝を召さむとして日を累ねて、我れ飢乏疲る。もし食物有りや」といふ。磐嶋云はく「ただし干飯のみ有り」といひて、与へて食はしむ。使の鬼云はく「汝我が氣に病まむ。故に依り近かずあれ。而れどもただし恐るることなかれ」といふ。終に家に望り、食を備けて饗す。鬼云はく「我れは牛の穴の味を嗜む。故に牛の穴を饗せよ。牛を捕る鬼は我れなり」といふ。磐嶋云はく「我が家に斑なる牛二頭有り。之れを以ちて進らむが故に、ただし我れを免せ」といふ。鬼言はく「我れ今汝が物を多く得て食ふ。其の恩の幸の故に今汝を免さば、我れ重き罪に入りて鉄の杖を持ちて打たるること百段なるべし。もし汝と同じき年の人有りや」といふ。磐嶋答へて言はく「我れかつて知らず」といふ。三の鬼の中に、一の鬼譲りて言はく「汝何の年ぞ」といふ。磐嶋答へて云はく「我が年は戊寅なり」といふ。鬼云はく「吾れ聞く、率川社の許の相八卦誂に汝と同じく

戊寅の年の人有りと。汝に替ふべくは、彼の人を召將む。ただし汝が饗に牛一頭を受けむ。我が打たるる罪を脱れしめむが為に、我が三の名を呼びて金剛般若経百巻を読み奉れ。一の名は高佐麻呂、二の名は中知麻呂、三の名は槌麻呂なり」といふ。夜半に出て去る。明日に見れば、牛一死にたり。磐嶋大安寺の南塔院に参入りて、沙弥仁耀法師を請へていまだ戒を受けざる時なり、語りていはく「金剛般若経百巻を読み奉らむと欲ふ」といふ。仁耀請を受け、二箇日を経て、金剛般若経百巻を読み訖りぬ。三箇日を歴て、使の鬼来りて云はく「大乘の力に依りて百段の罪を脱れ、常より食飯一斗を復倍して賜ふ。喜しく貴し。今より以後、節ごとに我が為に福を修り供養せよ」といふ。すなはち忽然に失す。磐嶋年九十余歳に死ぬ。大唐の徳玄は、般若の力を被りて閻羅王の使に召さるる難を脱る。日本の磐嶋は、寺の商の錢を受けて閻羅王の使の鬼に追ひ召さるる難を脱る。花を売りし女人は切利天に生れ、毒を供りし掬多は返りて善き心を生ずといふは、其れ斯れを謂ふなり。

一 上文にみえる「都魯鹿津」であろう。
 二 四天王。大安寺伽藍縁起并流記資財帳によれば、大安寺には天智天皇造立と伝える四天王像が存した。また、天平十四年(七四二)にも四天王像が造られている。
 三 寺に利をもたらずから。
 四 米を煮した飯を乾燥させたもの。携帶食。湯や水でもして食べる。
 五 冥界の使者の鬼が人を病にする例に、広記・三三・章段、がある。
 六 「望、至也」(広雅・釈詁)。
 七 後代の伝承ではあるが、牛を死に至らしめる鬼の例に、夷堅志・丙志・十一・牛疫鬼、がある。
 八 酒食をもてなされた例として、人死から免れさせた冥界の使者が鞭打たれた例として、広記・三二六・費慶伯・金剛般若経集験記・上・寶徳玄、がある。
 九 鉄杖で打たれるのではないが、人間の世界での杖罪の最高刑は杖一百名例律。
 一〇 天武天皇七年(六八〇)の生まれ。
 一一 延喜式・神名帳・大和国添上郡に「率川坐大神神御子神社三座」がみえる。奈良市本子守町に所在。
 一二 占師。人の相や易筮の八卦によつてうらなう。このようなことを業とする者が神社の近辺にいた、という記録は貴重である。
 一三 冥界(代理の者を連行する例として、搜神記・十餘陳(同名異姓)、広記・三二一・張闥(同名異姓)、同・三二九・楊場(同名異姓)、同・一〇七・董進朝(同年同姓)、などがある。
 一四 金剛般若波羅蜜経、一卷。鳩摩羅什の訳のものをさすであろう。「百巻を讀む」とは、一卷を百度読むことであるが、大安寺には「金剛般若経百巻」が備えられていた(大安寺伽藍縁起并流記資財帳)。金剛般若経は延命延寿のため

めに読まれることがあった。本説話は延命延寿のために金剛般若経を読むという慣習の意味を説明しようとするものであろう。
 一五 冥界の使者の名を、武田祐吉、山田孝雄は、順に、高、中、低、の意とする。中知麻呂は仲の意であるが、高佐麻呂、槌麻呂、の名の解にはしたがいがたい。
 一六 冥報記・中・李山龍、金光明経儀軌戒罪伝、に、棒、袋、繩をつかさどる冥界の使者が登場し、法華伝記・九・王舎城騎陀羅子の冥界の使者にも同じ役割の者が含まれている。「槌麻呂の」槌は、棒と同じく武器であろう。後代の鬼が打出の小槌を持っていることを想起させる名である。
 一七 日本高僧伝要文抄所引延暦僧録・戒明伝にも「大安寺南塔院中堂がみえるが、大安寺伽藍縁起并流記資財帳にはみえない。
 一八 姓は石寸氏。大和国葛木上郡の人。延暦十五年(元亨)に七十五歳で歿(元亨積書十一)。これによれば養老六年(七三三)の誕生。磐嶋より四十四歳年少。景戒はこの人を直接に知っていたはずである(松浦貞後)。
 一九 中巻十六縁。
 二〇 寶徳玄。徳玄に食をもてなされた冥界の使者、徳玄に延命の法として金剛般若経誂誂を教え、死をまねかされた(金剛般若経集験記・上)。
 二一 大莊嚴論経五に「女人充此花、得生切利天」とある(攷証)。「掬多」は尸利多。